

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会のご案内

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会

《 労働安全衛生法が改正され職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました。 》

平成26年6月25日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号)が公布され平成27年6月1日から施行されました。「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりましたので、今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省では、「受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。このたび、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を開催いたしますので、ふるって御参加いただきますようご案内申し上げます。

対 象 事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など**日 時** 平成28年10月12日(水) 13:30~16:30**会 場** ウィンクあいち(愛知県産業労働センター) 12階 1203号室 JR名古屋駅より徒歩3分**費 用** 無料(テキスト等も無料)

- 内 容**
- 1) 受動喫煙による健康への有害性について
 - 2) 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組み
(安衛法改正の内容含む:厚生労働省担当者が講義予定)
 - 3) 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備について
 - 4) 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における事例の紹介
 - 5) 個別相談

申込方法 下記太枠内をご記入の上、そのままFAXでお申し込みください。
折り返し、受付Noと受付印を押して、FAXで返信いたしますので、当日ご持参ください。

申込期日 平成28年10月7日(金) ※定員に達し次第、締め切らせていただきます。

問合せ先 (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 愛知支部
職場の受動喫煙防止対策に係る説明会事務局
担当: 杉浦則之 (TEL 090-9179-4866 E-mail: eco@eco-support.jp)

申込FAX: 0566-52-1533

(ふりがな) 受講者氏名			説明会事務局使用欄	
事業場名			受付日	
所属部署			受付No	
ご連絡先	電話番号	FAX番号		

※太枠内をご記入いただき、FAXでお申し込みください。 FAX番号は必ずご記入頂きますようお願いいたします。

※申込受付後、受付Noを記入したものを、FAXで返信いたしますので、当日お持ちください。

※1社で複数名お申込みの場合は、お手数ですが本紙をコピーしてお申し込みください。